



動物は 正しく飼いましょう

◆11月は動物による危害防止対策強化月間◆

放し飼いにされている犬を、いまだに見かけるのはなぜでしょうか。一部の無責任な飼い主により、たくさんの人が迷惑しています。

11月は、動物による危害防止対策強化月間です。動物を飼う方は、責任をもって正しく飼うよう心がけましょう。

犬の放し飼いは法律により禁止されているため、犬の引き起こした事故はすべて飼い主の責任になります。

また、犬に限らず、動物を飼っている人には、責任ある飼いが求められています。

動物による被害を防ぎ、人と動物が仲良く暮らせるよう次のことを守ってください。

①危険な動物を飼う時は：「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」で指定されている危険な動物を飼う時は、県知事の許可が必要

②ふんの処理は適切に 道端や公園などで飼った犬が排せつしたふんは、飼い主が責任を持って処理しましょう。

③犬・猫等は絶対に捨てない 飼い犬・猫の世話ができなくなったからといって捨ててしまうのは、絶対にやめましょう。やむを得ない事情により飼えなくなった時は、不用犬・猫の引取り制度や引取り手を探す里親制度などがありますので、

④動物のしつけ 利用していただき。飼育動物の中でも、特に犬の飼育の問題で他の人に迷惑をかけている例が多く見られます。もう一度、犬のしつけ方について考えてみましょう。

⑤犬の登録・狂犬病予防注射 犬を飼う時は、登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。近くの動物病院で注射を受け、登録をしてください。飼い犬が死亡した時や、飼い主の住所が変わった時は連絡してください。

★不用犬・猫の引取り

日時 毎週水曜日（祝日の場合は中止）

午後2時～2時15分

場所 役場庁舎裏（印鑑持参）

連絡先 住民課環境係

☎(84)1211（内線155）

★里親探しの会

日時 毎月第2金曜日（祝日の場合は中止）

方法 実施日に犬または猫を持参し、愛犬・猫教室を受講後、里親対象者の希望により決定。

会場・連絡先 富里町御料709-1 千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

★犬・猫を譲り受けたい時

方法 所定の申請書を提出しておく并希望する犬・猫が見つかった時連絡があります。

提出・問合せ

海匝保健所八日市場地域保健センター

☎(72)1281

動物を

しつけなおそう

（財）千葉県動物保護管理協会では、犬のしつけ方教室の開催や電話相談、「犬のしつけ方教室」冊子の発行などを行い、動物の適正管理の普及、被害防止、動物愛護を推進しています。今年も次のような教室が予定されていますので、ぜひ参加ください。

◎犬の正しい飼い方・しつけ方教室

日時 11月27日（金）午後1時30分

場所 旭市働く婦人の家

募集人数 50名

費用 3,000円（協会賛助会員は無料）

内容 ・講義 ①関係法令 ②犬の正しい飼い方・しつけ方 ③犬の健康管理

・実演 「犬のしつけ方」

費用 500円

募集期限 11月20日（金）

応募先 住民課環境係

☎(84)1211（内線155）

◎飼い犬同伴しつけ方実技教室

日時 12月13・20日（日）

午前9時～12時

午後1時～3時

※雨天の場合、翌週へ順延

◎電話相談・冊子に関する問合せ

（財）千葉県動物保護管理協会

☎043(221)2364